令和4年9月の相談件数

項	目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
苦	情	67	48	62	65	61	64							367
問い台	合わせ	4	5	4	4	5	5							27
要	望	0	0	0	0	0	0							0
Ē	 	71	53	66	69	66	69	0	0	0	0	0	0	394
(前年	度計)	(59)	(56)	(58)	(67)	(65)	(65)	(72)	(63)	(66)	(76)	(61)	(72)	(780)

多重債務相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談件数	3	3	6	6	6	3							27
(前年度)	(6)	(2)	(4)	(5)	(3)	(7)	(3)	(0)	(3)	(6)	(1)	(5)	(45)

年代別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
20歳未満	5	1	4	1	3	3							17
20歳代	4	5	6	7	7	3							32
30歳代	10	6	7	8	11	7							49
40歳代	11	10	12	8	12	13							66
50歳代	11	9	11	9	6	12							58
60歳代	13	6	10	17	7	12							65
70歳以上	15	12	11	14	14	15							81
その他・不明	2	4	5	5	6	4							26
計	71	53	66	69	66	69	0	0	0	0	0	0	394

今月の相談事例

勤務先に役職名を指定し電話があり、私の名前を知っていたわけではない。対応すると投資用マンションの勧誘を された。興味がないとハッキリ断り電話を切ると再度電話があった。電話の切り方に文句を言われ脅しのような言葉 を並べてきたので、仕方がなく会うことになった。資料を作成してくるようだが、契約するつもりはない。

センターからのアドバイス

投資用マンションなどの不動産投資にはリスクがあります。事例では仕方がなく会うことになってしまいましたが、 「会うだけ」「説明するだけ」と言われても、強引に勧誘されて断り切れないことがよくあります。深夜まで拘束され、 怖くて契約してしまった等の事例もあります。契約の意思がなければ、どんな事を言われても会わないようにしま しょう。一度断ったにもかかわらず事業者が勧誘を続けることは禁止されています。

宅地建物取引業者から悪質な勧誘を受けた場合、都道府県や国土交通省地方整備局等に情報提供しましょう。過度な恐怖をおぼえた場合は警察へ通報してください。